（関税法の一部改正）

第百五十八条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百五条の二中「（第三項」の下に「及び第五項」を加える。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百五十九条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の四十五」を「千分の四十三」に、「千分の九百五十五」を「千分の九百五十七」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第百六十条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九」を「、第八十一条の十九又は第百四十四条の三」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第百六十一条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百六十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法第四十条の改正規定中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改める。

第二十四条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第六号中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。第十三号において同じ。）」を加え、同条第十三号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十四条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条の改正規定を次のように改める。

第三条第一項中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項から第四条の三までにおいて同じ。）を」に改め、同項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十四条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条の改正規定の前に次のように加える。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「日（以下この項」及び「個人番号（以下この項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　新国外送金等調書法第二条第十三号の規定は、第三号施行日以後に同条第十三号の確認をする同条第九号に規定する国内証券口座について適用し、第三号施行日前に旧国外送金等調書法第二条第十三号の確認をした同条第九号の国内証券口座（第六項において「国内証券口座」という。）については、なお従前の例による。

5　第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、三年経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

6　前項本文の場合において、同項の本人証券口座を開設する者が同項に規定する国外証券移管等の依頼をする日までに同項の確認を受けないときは、同日以後は、当該本人証券口座である国内証券口座は、新国外送金等調書法第二条第十三号に規定する本人証券口座に該当しないものとして、新国外送金等調書法の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六十四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

地方法人税法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　課税標準（第九条）
第三章　税額の計算（第十条―第十五条）